平成１７年３月２９日

企業会計基準委員会
委員長　斎 藤　　静 樹 殿

テーマ協議会
議長　川 北　　博

拝啓　ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、去る平成１７年３月１８日に第９回テーマ協議会を開催いたしましたが、その審議の結果、添付のように新規のテーマ案を取りまとめましたので、ご提言申し上げます。

よろしくご検討賜りますようお願い申し上げます。

敬具

第9回テーマ協議会提言書

1. 提言するテーマ

「収益の認識および測定」については、2001年11月に提言済み（※）で、開発期間を中長期としているが、特に、「情報サービス産業における会計処理（開発期間－短期、優先度－レベル1)」に関わる収益の認識および測定の問題については、優先度が高く、緊急性がある。

（※）2001 年 11 月に提言した「収益の認識および測定」に関する事項
わが国では、収益の認識基準について「企業会計原則」で包括的、抽象的な記述しかないが、国際的な会計基準では収益の認識および測定に関し幅広く研究されており、わが国でも、中長期的な研究が必要である。国際的な会計基準で規定ないし議論されている工事進行基準への統一、出荷基準の厳格な適用なども併せて検討していくことが望まれる。

2. 提言理由

（１）問題の所在

2004 年は、情報サービス産業に絡んだ不適切な会計処理の事例がいくつか明るみに出た。最近の事例及び日本公認会計士協会による主要な監査事務所に対するインタビューから、情報サービス産業における会計環境の特質として、取引対象のソフトウェアあるいはサービスの実在性、取引の経済合理性、取引価額の妥当性及び取引先との共謀などの諸問題が指摘されており、これらの諸問題については、2005 年 3 月 11 日、日本公認会計士協会によって取りまとめられた「ＩＴ業界における特殊な取引検討プロジェクトチーム報告『情報サービス産業における監査上の諸問題について』」において詳細に触れられている。

当該報告書でも触れられているとおり、これらの問題の解決には、深度のある監査の実施だけではなく、収益の認識および測定に関する会計処理基準の明確化も必要と思われる。特に、情報サービス産業において、その特有の状況に対応し、実態を反映した適切な会計処理を行うためには、①総額･純額表示の区分、②収益の認識時点、③複数の要素のある取引等の取扱いについて検討する必要があると思われる。

（２）緊急性

前述のとおり、既に、情報サービス産業に絡んだ不適切な会計処理の事例が、いくつか明るみに出ていることから、少なくとも情報サービス産業における会計処理については、遅くとも 2006 年 3 月決算に間に合うように検討する必要があると思われる。

（３）検討の範囲

特に、「情報サービス産業における会計処理」について個別に対応する場合には、少なくとも以下について検討する必要があると思われる。

① 総額･純額表示の区分

総額・純額表示の区分が特に問題となるのは、スルー取引、クロス取引、及びUターン取引等で取引の実態がないと判断される場合であるが、取引実態があるとされる場合であっても、総額表示が適切ではない場合が存在する。

② 収益の認識時点

収益の認識時点に関する具体的な基準は、我が国の会計基準において明確ではないが、米

国基準における取扱いを参考にすると、取引証拠、引渡しの完了、及び対価の固定あるいは確定等といった点で検討が必要となる。

③ 複数の要素のある取引

ソフトウェア取引実務において、ソフトウェア・ライセンスの使用許諾のほかに、アップグレードの実施、保守サービスの提供、アウトソーシング・サービスの提供、リース契約、機器（ハードウェア）販売などを複合して契約する場合がある。この場合、要素ごとの販売価額をいかに算定するかが問題となる。

以上の点について、企業会計基準委員会で検討することをお願いしたい。

以　上